

防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン検討委員会 第2回会議録

議事（◎：委員長、○：委員、◇：事務局又はオブザーバー）

第1回会議におけるガイドライン案に対する意見への事務局回答と検討

【市町村でなく県がガイドラインを策定すること、条例でなくガイドラインとすることについて。】

- 市が条例を作るから県が作らなくてよい、というのは論理的におかしくないか。
- ◇ 県が作ってしまうと、基本的には市町村は作らなくてよい、ということになる。第一義的には市町村が定めるものと思っている。
- 情報公開条例や個人情報保護条例などが県と市で並存しているが、それは実施機関が違うからであって防犯カメラは違う。県が作ってしまうと完結してしまうということか。
- ◇ そうである。防犯カメラは各地域に置かれるものであるので、きめ細かな対応が可能な市町村で策定するのがふさわしいと思う。
- 今、県がガイドラインを作る意義を整理する必要がある。立ち入り権や任意の書類提出を認めないこのガイドラインを紙にしてどういう効果を求めようとしているのか。紙を配るだけなら守らない事業者も出てくる。設置については促進の起爆剤となるかもしれないが、プライバシー保護の部分については欠落する。
- ◇ 基本的には配布して啓発したいと考えている。また研修会の開催を考えている。
- ◎ 防犯カメラを使いたい人は結構いるが、その場合、プライバシーの問題はどうか、どんな基準があるのかを知りたい人はいる。そういう人に応える役割もあるのではないか。
- ◇ どんな手順で、何が必要かということを誰かが示さなければならない。
- 先行してガイドラインを策定している名古屋市は、防犯カメラの保存期間の確認や目的外提供していないかなど調べてフィードバックするような実効性ある形をとっているか。
- ◇ 市内すべてのカメラに適用しているわけではなく、公共的団体のカメラを対象としているガイドラインである。補助金により設置されたカメラについては、報告はもらっている。
- 任意のものであっても報告を受ける形にすれば効果は違う。アンケートでも同じだ。
- ◇ 市町村は、補助金を出したものについては、現状把握できるが、県では全体を把握するのは難しい。

- 全部把握しなくても6割でも捕捉できればよいのではないか。ガイドラインのなかで設置者に任意の調査ができるようにならないのか。
- ◎ 苦情などが出た場合は、ガイドラインの策定者が対応しなければならないので、県が必要に応じて対応するのではないか。
- そういう意見を文字としてガイドラインに入れられないか。
- ◎ 県が設定したガイドラインなので、なぜ従わなかったのかと、県は言えると思う。
- ◇ 任意のアンケートなどを行うのは、ガイドラインの中に明記しなくても出来ると思う。県の姿勢をガイドラインには書かないけれども、県が何らかの文書を出すか、パブリックコメントを実施する際に、策定の経緯や今後こうしていきたいというようなことを書くこともできると思う。

【第三者機関の設置による、立ち入り検査の実施などについて】

- 個人情報保護審議会など第三者機関は既に設置されているので、県の審議会が目を光らせているという形にすれば、審議会の事務規程に一項目を加えるだけですむ。ガイドラインを作って終わりという形にするのか。
- ◇ 個人情報保護審議会は県の保有する個人情報保護の機関であるので、民間の防犯カメラに目を光らすというのはどうか。
- 苦情が出た場合、県は何らかの対応をするはず。その場合はどこがやるのか。
- ◇ 地域安全課である。
- 事務局という立場と委員会という立場は違う。
- ◇ 独立した第三者機関が助言・監督するのが理想であるが、そもそも条例は市町村に制定をお願いする立場であるので、第三者機関の設置までお願いするのは難しい。
- ◎ 公害審査会というものが、県とその下の市町村にもあり、紛争が解決しなければ県に上がってくる。そして、県のあと、裁判所に行く前に国レベルの機関に行く。こうした仕組みを作り上げるには時間がかかる。防犯カメラも、どういう苦情が出てくるのか検討もつかない。今すぐにそれを作れというのも危険である。でも方向性は正しいので、委員の意見である第三者機関については設置のほうへ向けて検討する、という形にする。

- ◇ ガイドラインの策定に合わせて、将来に向けての課題などを整理し、パブリックコメントや最終報告のなかでチェック機能・機関の位置づけを示すことも考えられる。

【対象となる防犯カメラの範囲について】

- このガイドラインは行政が設置する防犯カメラにも適用されるのか。民間の設置する防犯カメラは条例化しないと把握できないが、行政が設置するものはすべて把握できるはずだ。民間の防犯カメラだけではなく、行政の防犯カメラまでこのガイドラインの適用でよい、というのはおかしい。
- ◇ 県が設置するカメラには、文書で一定のルールを示すことにしたい。
- 大きなガイドラインを作って、そのなかで行政だけ別のルールを作るというなら最初から別々に作るべきだ。このガイドラインは民間のものだけを対象とすと思っていた。民間か行政かどちらか決めないと話が進まないのではないか。
- ◎ 法律が別々にあるなら各々作るべきものであるが、ないので一緒によいのではないか。
- ◇ 県民の人権を侵してはならないから、県は率先してガイドラインを守ることになる。県が設置するカメラは個人情報保護条例に基づいて、画像の管理を行うものである。
- 個人情報保護条例の防犯カメラ版を作る。条例を作ってもよいのでは。
- ◇ カメラの画像は、県が保有する個人情報のひとつと考えている。静岡県は、ガイドラインとは別に、県が設置・管理するカメラを対象とする要領を定めている。
- 静岡県が要領とガイドラインを作った経緯は？
- ◇ 詳細はわからないが、本県でも要領等で通知を行うことを検討している。
- ◎ 県が直接管理するものも、県が委託するカメラもあると思うので、何らかの規程は作らなければならない。
- ◇ 考え方を示す文書を県内部で出したいと考えている。

【撮影された画像の閲覧・提供の制限について】

- 「捜査機関等から閲覧を求められた場合」とあるが、個人情報保護法で要件とされている「協力する必要がある場合であって」の部分が欠如している。法より後退していないか。ここの要件はきちんとしなけ

ればならない。他の委員はどう思うか。

- 現実に警察から依頼があれば、書面で「〇〇という理由で」とあれば見せるが、書面がないと見せない。
- 7の(1)のア～エを同じレベルで取り扱うか。アとウは整合していない。やはりウの中で要件を入れな
いとイケない。
- ◇ 7の(2)に、(1)すべてを指して、「その必要性を慎重に検討します」としている。
- 事業者が警察から求められて、「慎重に検討します」とは言えない。また(1)アのなかの裁判官の令状
に基づく場合は除外しないとイケない。
- ◇ 7の(1)ウの中に7の(2)アを入れ込み、(2)は表題を変えるなど工夫する。

【その他】

1 字句の修正、追加

- ◎ 『I はじめに』又は他のところに、市の条例やガイドラインとの優先順位のことを書く必要がある。条例
やガイドラインがある市でカメラを設置する場合に混乱する。
- ◇ どちらに従うべきなのか、わかりやすい形で記載を加える。

2 字句の削除

- 「※学術研究・報道を目的とするカメラは対象となりません。」を削除してはどうか、個人情報保護法で
は、宗教団体等も除外されているので、バランス上そちらも入れる必要がある。法の制定時には、報道
機関を特別扱いすることに厳しい意見もあった。報道機関の委員はいかがか。
- 削除してもらって構わない
- ◇ では、削除することとする。また、別紙2の表示板の連絡先の記載について、今回、事務局案では、電
話番号も追加したが、異論もある。委員の意見を伺いたい。
- 個人の電話番号だと、治安が悪い場所では、記載すると危険な場合もある。電話番号は、支障がある
場合は書かなくてよい、ということで良いのでは。
- ◇ では、そのように修正する。本日のご意見を反映して、必要な修正等も加えて、再度、各委員に個別に
お配りし、ご確認をいただいた上で、パブリックコメントに図りたい。次回は、パブリックコメント終了後、来
年1月下旬から2月になる予定。